

工事請負業者 現場代理人 各位

神戸市建築住宅局住宅建設課長

設備担当課長

工事現場の安全管理の徹底について（通知）

～工事現場で使用・保管する燃料・材料資材等の危険物及び指定可燃物の取扱いについて～

各工事現場におかれましては、安全管理、公衆・労働災害の防止について、平素より十分ご配慮頂くとともに、市営住宅行政に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

本市では各種安全パトロールの実施等により、工事中の事故等防止の推進に努めているところですが、当課発注の工事現場において、「少量危険物の取扱い」に該当していたにもかかわらず、無届けのまま工事施工が行われ、所轄消防署から行政指導がなされるという事態が発生しました。

工事現場で使用・保管する燃料や材料資材などの石油類は、消防法（以下、法とする）に定める指定数量以上となる場合は法に則って、法定される指定数量未満で指定数量の 1/5 以上の数量で保管する「少量危険物」は、神戸市火災予防条例（以下、条例とする）に基づき、貯蔵予定場所等について所轄消防署に届け出ることが義務付けられています。

法では、塗料材料やボンド類などが第 4 類（引火性液体）に、条例においても、同様に可燃性液体類をはじめとし 12 品名が指定可燃物として規定されています。

施工者は工事現場内に危険物を貯蔵する場合には、法令を遵守し、適正に保管しなければなりません。特に、可燃性塗料、油類その他引火性材料の危険物、又はボンベ類の危険物は、直射日光を避け、通気・換気の良いところに危険物貯蔵所を設置して保管するとともに、「危険物」、「火気厳禁」等の表示を行い、取扱者を選任して、保安の監督をさせなければなりません。

その日に使用する材料の発注や調達・受入れ・作業・廃棄等のサイクルを円滑に進めることで、工事現場における不要な材料保管をなくすことができるとともに、材料等の安全データシート（SDS）やカタログ、包装パッケージにより危険物種類を確認し、指定数量や指定数量未満の危険物を保管される場合には、届出等の法令遵守、適正な材料管理を徹底していただきますようお願い致します。

（担当） 建築係 富本 078-322-5578

設備係 日松 078-322-5579